

種子用米穀の管理に関する政令（案）

二六 六 二三
農 政 局

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九条の規定に基き、この政令を制定する。

（この政令の趣旨）

第一条 この政令は、種子用米穀の管理に関する特例を定めるものとする。

（種子生産者の譲渡制限）

第二条 都道府県知事の指定を受けた種子生産は場（以下「指定種子生産は場」という。）において種子用米穀を生産する者（以下「種子生産者」という。）は、当該生産場において生産した米穀であつて農産物検査法（昭和二十六年法律第四百十四号）第三条の検査に合格したものの又は、食糧事務所長が種子として適当と認めた米穀（以下「合格種子」という。）を政府、地方公共団体、第五条の指定を受けた種子取

扱業者又は米穀を生産する者であつて合格種子を譲り受けようとする者（以下「種子需要者」という。）に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により譲渡する種子用米穀の引き渡しは、都道府県知事が種子生産者につきあらかじめ定められた期間及び場所とするものとする。

3 第一項の規定により合格種子を譲り渡す場合において、譲渡の相手方が、地方公共団体であるときは当該種子生産者の住所地の属する都道府県又は当該都道府県の区域内にある市町村、第五条の指定を受けた種子取扱業者であるときは当該都道府県の区域内に店舗を有する者、種子需要者であるときは当該種子生産者の住所地の属する市町村の区域に住所を有する者でなければならぬ。

（種子生産者の売渡義務）

第三条 種子生産者は、その者が指定種子生産は場で生産した米穀であつて都道府県知事が定める期日までに譲り渡さなかつたものを当該期日（農産物検査法に基く検査の結果不合格となつた米穀又は食糧事務所長が種子として不適当と認めた米穀にあつては当該認定の日）経過

後還着なく政府に売り渡さなければならぬ。但し、都道府県知事が指定した場合は、この限りでない。

(指定種子取扱業者)

第四条 都道府県知事は、合格種子の譲り受け及び譲り渡しを業とする者を、省令の定めるところにより種子取扱業者として指定することができる。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から一ケ年とする。

第五条 都道府県知事は、前条第一項の指定を受けた種子取扱業者（以下「指定種子取扱業者」という。）が、法令又はこれに基く命令その他の処分違反したときは、当該指定を取り消すことができる。

(指定種子取扱業者の取引制限)

第六条 指定種子取扱業者は、合格種子を政府、地方公共団体、種子生産者もしくは指定種子取扱業者から譲り受け、又は政府、地方公共団体、種子需要者もしくは指定種子取扱業者に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により譲り受け、又は譲り渡す種子用米穀の受領又は引

き渡しについては、第二条第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定により合格種子を譲り受け、又は譲り渡す場合において、その相手方が、地方公共団体であるときは当該指定種子取扱業者の店舗の所在地の属する都道府県又は当該都道府県の区域内にある市町村、種子生産者又は種子需要者であるときは当該都道府県の区域内に住所を有する者、指定種子取扱業者であるときは当該都道府県の区域内に店舗を有する者でなければならぬ。

(指定種子取扱業者等の売渡義務)

第七条 指定種子取扱業者は、都道府県知事が定める期日までに譲り渡さなかつた合格種子を、その期日経過後十日以内に政府に売り渡さなければならぬ。

2 都道府県知事は、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に合格種子を売り渡すことができない者に対しては、その者の申請により同項の期間を延長することができる。

3 第五条の規定による取り消しを受けた者は、都道府県知事の指示に

従いその所有する合格種子を売り渡さなければならぬ。

（種子需要者の取引制限）

第八条 種子需要者は、合格種子を地方公共団体、種子生産者、指定種子取扱業者又は米穀を生産する者であつて合格種子を譲り受けた者から譲り受けることができる。

2 前項の規定により合格種子を譲り受けた者は、当該合格種子を種子需要者に譲り渡すことができる。

（地方公共団体の取引制限）

第九条 地方公共団体は、合格種子を、政府、地方公共団体、種子生産者もしくは指定種子取扱業者から譲り受け、又は政府、地方公共団体、指定種子取扱業者もしくは種子需要者に譲り渡すことができる。

2 前項の規定により合格種子を、譲り受け、又は譲り渡す場合において、その相手方が、都道府県であるときは当該市町村の区域を包括する都道府県、市町村であるときは当該都道府県の区域内にある市町村、種子生産者又は種子需要者であるときは当該都道府県の区域内に住所

を有する者、指定種子取扱業者であるときは当該都道府県の区域内に店舗を有する者でなければならぬ。

（都道府県知事の指示）

第十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における合格種子の需給の調整を図るため、特に必要があると認めるときは、地方公共団体、指定種子取扱業者又は種子生産者に対して、その者が譲り渡すべき合格種子の数量又は相手方を指示することができる。

（都道府県の生産した種子用米穀に関する特例）

第十一条 この政令の適用については、都道府県が経営し、又は経営を委託している稲場であつて食糧事務所長が指示したものにおいて生産された米穀で、省令で定めるものは、合格種子とみなす。

（特別区等の特例）

第十二条 この政令中、市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五條第二項（区を設ける市）の市にあ

つては区又は区長に、全部事務組合又は一部事務組合のある地にあつては、組合又は組合管理者に適用する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年二月二十三日

稻及び麥原採種圃整備要領

農
政
局

二六農政第六六九号

昭和二十六年二月二十三日

知事殿

農林省農政局長
農林省農業改良局長

稻及び麦原、採種圃整備について

稻及び麦の種子の更新、優良種子の普及をはかる目的のもとに二月二十三日附二六農政第六三九号をもつて農林次官よりこれが取扱の基本的改善対策について通達されたが、これに基づき生産施設の整備拡充は事業の基礎的事項であることにかんがみ今般別紙の通り「稻及び麦原、採種圃整備要領」を決定したので左記事項御留意の上本事業の実施に遺憾のないようせられたい。

なお二十六年度稻の種子生産施設の整備は時期的にも極めて緊急を要し過般の経済（農林）部長会議の際その概要については説明を致して置いたので既にこれが準備を取り進められていることと思うが整備推進について万遺憾なきを期せられたい。

右通知する。

追つて原、採種圃に対する補助金交付の条件については別途これを通達するから念のため申し添える。

記

- 一、別紙要領の実施に当つては関係機関と充分協議の上実態に即応して運用するものとし、なお既に実施を見、若しくはその計画を有するときはさきに次官通達の種子対策基本要綱及び本要領に対応して検討を加え整備の適確を期せられたい。
- 二、本年度稻の種子の生産計画は需要見込を需要農家より求めることが時期的に至難の場合は可及的に確実な資料に基き推定の上これが計画を樹立し、原採種圃の設置計画を決定せられたい。
- 三、生産施設の整備に当り別途通知する予定である「稻、麦及び雑穀原、採種圃補助金交付について」に定める交付条件はそのまま本要領に適用して整備することとなるので承知せられたい。

稻及び麦原、圃種圃整備要領

(目 的)

第一、稻及び麦の種子の更新、優良種子の普及をはかるため主要食糧種子対策基本要綱(昭和二十六

年二月二十三日附農政第六三九号次官通達)に基き生産施設の整備、管理及び運営はこの要領により行われるものとする。

(採種組織)

第二、この要領による種子生産の組織は原則として原種圃とその増殖圃として採種圃を置くものとする。

(経営主体)

第三、生産施設の経営者は種子生産責任者とし、左によるものとする。

- 一、原種圃は原則として都道府県直営とするが、止むを得ないときは左の各項を具備する者に委託することができるとし、再委託は認めないものとする。
- (一) 経営責任者が明確にして、採種管理について知識経験を有する者が常時これに従事し得ること。
- (二) 採種の立地条件を具え、三反歩以上の集団地であること。
- (三) 採種管理について労力、畜力並に施設を有するか又はこれを容易に得ることができること。
- 二、採種圃は都道府県知事が適当と認める者を指定し、これに実施せしめ、これが経営の委託はできないものとする。

但し農業者の団体の経営にかかるものにして都道府県知事の承認を受けたときは委託することができるものとする。

四

(生産施設の整備)

第四 都道府県知事は、原、採種圃の整備に当り種子生産の要素となるべき諸条件について地域により又は作物、品種等により異なるので左の基準条件を適宜勘案し関係機関と協議の上実態に即してこれが選定をするものとする。特に委託原種圃の設置については厳選をするよう措置するものとする。

一、自然的条件

- (一) 気象はその地方の標準を示し、病虫害の発生、災害等の被害少き地帯であること。
- (二) 特殊低位生産地帯はこれをさけること。
- (三) 四方開潤で通風採光充分にして地力均一なること。
- (四) 水田については用水豊富、水質良好で、汚水、悪水の流入せず畑については可及的に灌漑の便あること。
- (五) 水稻苗代については特に左の点に留意すること。
 1. 普通苗代とはつきり区別すること。

2. 地力中庸にして耕土深きに過ぎぬこと。
3. 用水は温暖豊富にして水質良好なること。

二、経済的条件

- (一) 交通便利で衆目に触れ易く普及上優位の地位にあり管理にも便利であること。
- (二) 農家の経営規模及び経済力がその地方標準以上にして経営者に指導力があること。
- (三) 自家労力にて営農し、可及的に役畜を有すること。
- (四) 農家全経営面積の二〇%を標準とし、四〇%を限度とする。
 - 一 作物二品種以上の採種はこれをさけること。
- (五) 過去において食糧管理関係法令の違反のため処罰を受けたことのないもの。

三、技術的条件

- (一) 採種技術に経験を有するか、若は採種せんとする作物の単位収量がその地方標準以上であること。
- (二) 稲については一本植とし、陸稻は原則として水田に栽植すること。
- (三) 採種事業に熱意を有すること。

第五、都道府県知事は、政令の定めるところにより原種圃又は採種圃の面積及び種子生産見込量につ

いて農林大臣の承認を受け毎年種子生産者の指定の申請（市町村長の推薦を附するものとする。）があつたものについて第四の諸条件を考慮し、種子の生産施設を作物別、個人別に決定し、これが指定を行うものとする。

第六、都道府県知事は、第五により指定された委託原種圃及び採種圃の経営者に対し市町村長を通じて通知すると共に、都道府県指定の採種圃については種子の検査を行う食糧検査官及び種子取扱業者に当該地域内のこれが種子生産者名簿を送付するものとする。

前項の指定を取消し若くは変更したときは右に準じて通知するものとする。

第七、都道府県知事は、都道府県指定の委託原種圃及び採種圃並にその経営者（経営の委託者を含む以下全じ。）を確認するため台帳を備え、台帳は毎年更新、整備するものとし、種子の生産計画の決定に基き稲については十二月末日迄に麥については七月末日迄にこれを行い、経営者別面積を公告すると共に第六に準じて関係機関に通知するものとする。

第八、都道府県知事は、第五の指定に当り、採種技術の体得、取扱いの訓知のため止むを得ない場合の外は都道府県指定の委託原種圃の経営者の変更はこれをさけるものとし、生産計画に伴いこれが拡張又は縮小を要するときは、第五によりこれを指定するものとする。

第九、都道府県指定の委託原種圃及び採種圃の経営者がこれが経営（経営の委託を含む）を廃止せん

とするときは市町村長を通じ都道府県知事に届出なければならないものとする。

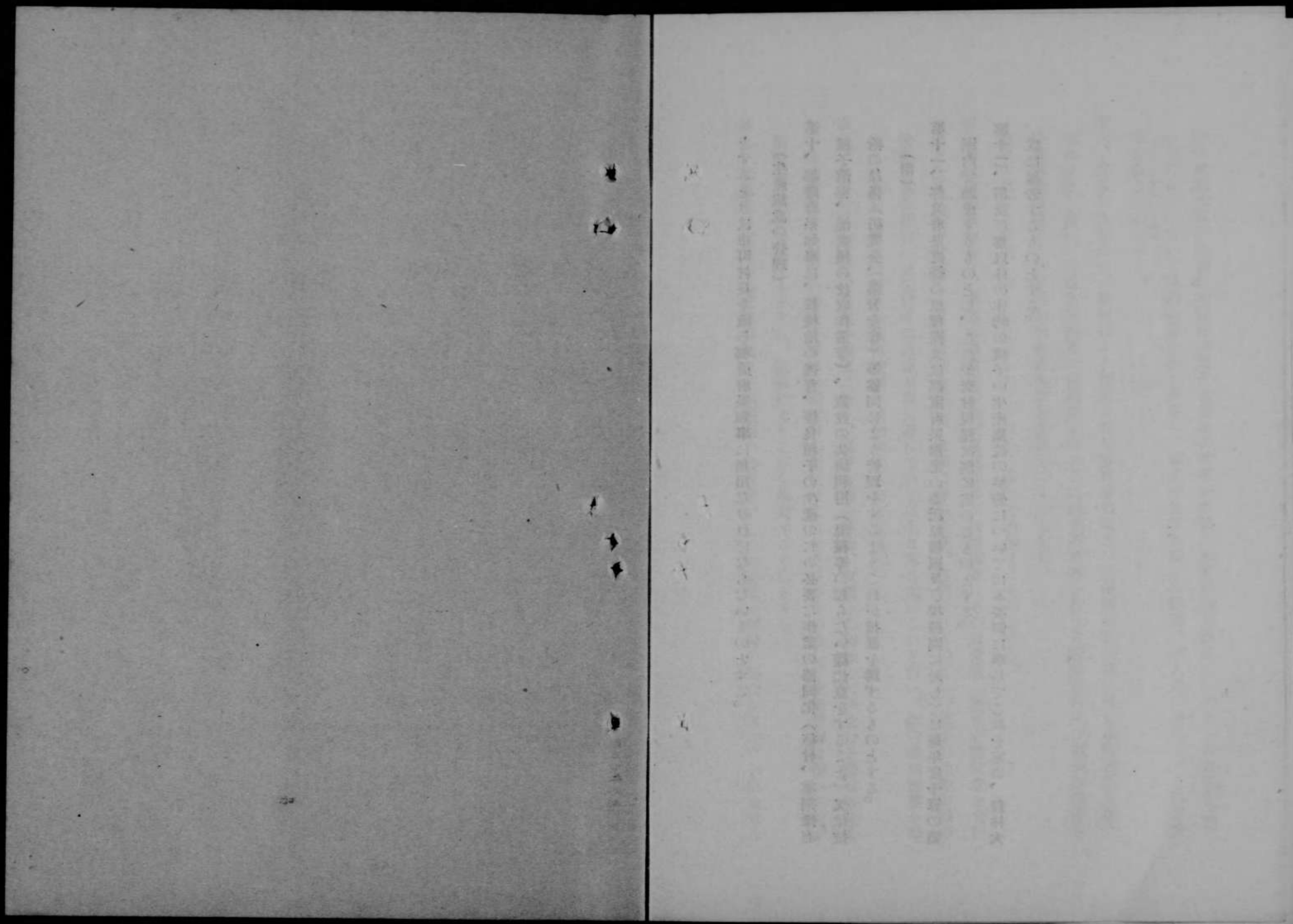
（生産施設の管理）

第十、都道府県知事は、採種地の撫育、優良種子の生産のため必要な作業の協同化（植付、薬剤撒布種子消毒、混変種の抜取作業等）、施設の共同利用（混種等の起らない様注意をすること）又は技術の昂揚（研究会、講習会等）等協同により管理をするようこれが措置を講ずるものとする。

（附）

第十一、都道府県直轄の原種圃又は都道府県指定の委託原種圃及び採種圃に対しては毎年度予算の範囲内で助成するものとし、これが交付規程は別に定めるものとする。

第十二、稻及び麥以外の作物の種子の生産施設の整備については本要領に準じてこれを定め、農林大臣に報告するものとする。



株式會社小圖印刷所印

昭和二十六年二月二十三日

主要食糧作物種子対策基本要綱

農
林
省

二六農政第六三九号

昭和二十六年二月二十三日

知事殿

農林事務官 山添利作

稻、麦等種子取扱の改善に関する件

稻、麦等主要食糧作物種子について従来食糧管理法並びに同法附属規程に基き一般米穀及び麥の管理と同様の管理統制が行われて來たが二十六年度において新たに稻、麦等原採種圃の整備擴充をはかるに際し、これが集荷、配付等の取り扱いについて極力簡易化を図つて優良種子の普及更新の促進を期し別紙「種子取扱の改善に関する件」並びに「種子対策基本要綱」に基き整備、改善を行うこととなりこれが為今国会において食糧管理法の改正其他法令の整備を行い昭和二十六年採種圃産稻の種子より適用することとしたので了承せられたい。なお災害用、新規増反用種子については別途これが措置を講じたく、お含みの上本対策の緊要性にかんがみ右事業の円滑なる推進をせられたい。右命によつて通達する。

種子の取扱の改善に関する件（昭和二六、一、二二省議決定）

- 一 種子の取扱を改善するため食糧管理法第二十八條を次のように改める。
「農林大臣ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ種子用米穀ニ付本法ニ定ムル米穀ノ管理ニ関シ特例ヲ設クルコトヲ得」
- 二 都道府県内移動の種子の取扱については、前項の政令に基いて種子の集荷、移動及び配付の業務は都道府県知事が当該都道府県内の地域毎に指定する種子取扱業者が行う。
- 三 都道府県間移動の種子については、種子取扱者は政府に売渡し又は政府より買受けるものとする。
- 四 種子取扱業者は種子配付後生じた余剰種子並びに需要者と現物交換によつて取得した米穀を速かに政府に売渡すものとする。
- 五 種子生産者は、検査不合格の種子及び合格品で売渡しの余剰の種子については政府に売渡すものとする。
- 六 種子の取引価格並びに取引に必要な條件は別に定める。
- 七 都道府県知事の指定により経営する原種圃及び採種圃について第一項の政令に基いて主要食糧の供出から除外されるものとする。

八 種子の検査は、食糧検査官が圃場検査及び現品検査について行い、検査規格は、都道府県知事の意見を徴しこれを定めるものとする。

主要食糧作物種子対策基本要綱（案）

（方針）

主要食糧作物の種子の更新、優良種子の普及をはかるため、これが生産施設の整備、技術の指導、普及の宣傳及び集荷、配付並びにこれに伴う検査制度を確立し、もつて増殖並びに流通の適正、円滑を期し食糧生産の増強、農家経済の安定に寄與するものとする。

（要領）

第一 対象作物及び品種

この要綱において取扱われる作物は稻とし、品種は都道府県知事が適当な機関を設けこれに諮り定めるものとする。

第二 生産施設の整備

都道府県知事は、種子を必要とする農業者（以下需要者という。）のため採種圃を適当と認むる者（以下種子生産者という。）に指定（以下都道府県指定採種圃という。）しこれに実施せしめ、そ

の指定條項その他必要な事項は別にこれを定め、これが整備をはかるものとする。

第三 生産計画の樹立

一 市町村長は、需要者より翌年の作物別、品種別（希望産地を附することが出来る。）需要見込量を求め、その他の事情を勘案し推定需要量を取まとめ当該市町村農業委員会に諮りこれを定め都道府県知事に報告する。

二 都道府県知事は一の報告に基きその他の事情を勘案し種子の生産計画を樹て都道府県農業委員会に諮りこれを定め農林大臣の承認を得て種子生産者と協議の上この計画を実施せしめる。

三 都道府県指定採種圃については主要食糧の供出より除外されるものとする。

第四 生産指導

都道府県指定採種圃の指導は原則として農業改良普及員がこれに当り、種子生産のために必要な採種要領、採種技術の指導要領は都道府県知事がこれを定める。

第五 生産報告

種子生産者は、市町村長にその予告期日までに生産見込量を報告し、市町村長はこれを遅滞なく取まとめ都道府県知事に報告するものとし、災害その他により生産に異常を來したときはこれに準じてその都度速かに報告するものとする。

第六 啓蒙宣傳

種子の普及啓蒙をはかるため農業改良普及員による展示圃の設置、種子生産者の圃場における展示圃の附設、種子取扱者による優良種子の宣傳等需要者の種子に対する認識向上に資するものとする。

第七 検査

一 検査は、採種について知識経験を有する食糧検査官をこれに専任せしめ、圃場検査とその合格圃場産の種子について行う現品検査とし、これが規程は農林大臣が定めるものとする。

但し、検査の基準及び規格については都道府県知事より意見を求めこれを定めるものとする。

二 検査に合格しない圃場は一般圃場とし、合格しない種子はこの要綱における種子としての取扱は受けることができないものとする。

三 検査官は、圃場本検査を終了したときはその結果を市町村長、食糧事務所長及び都道府県知事に報告するものとし、現品検査を終了したときはこれに準ずるものとする。

第八 集荷並に配付計画の樹立

一 種子の取扱機関（以下種子取扱者という。）は、関係市町村長と協議の上種子の集荷計画及び配付計画を樹てるものとする。この場合当該地区より移出入を要するときは種子の移出入計画を

樹て都道府県知事に協議しなければならないものとする。

二 都道府県知事は一の協議に基づき種子の移動計画を樹て種子の移出入その他必要な事項を種子取扱者に通知するものとする。

三 二の種子の移動計画樹立に当り都道府県間移動を必要とするものについては都道府県知事が相互に予め協議の上これを定め農林大臣に報告するものとする。

第九 集荷

一 種子取扱者は、集荷計画に基づき地区内の種子生産者より種子を庭先若は指定場所にて買受けると共に第八の二の通知に基づき他地区より移入するものについて現品を確保するものとし、第八の三の種子については第十一の定めるところに従いこれを行うものとする。

二 種子取扱者は地区内の集荷を終了したときは速かに作物別、品種別数量を関係市町村長及び都道府県知事に報告するものとする。

第十 配付

一 種子取扱者は、配付計画に基づき定期に第十三の二により種子交換会を開設し、当該市町村内の需要者に種子を売渡すものとする。

この場合第三の一の需要者は申込みの種子について他に優先して売渡しを受けるものとする。

二 種子取扱者の種子の売渡しは現物交換若は金銭により行い、現物交換により取得したもの及び取引不成立のものは法令の定めるところにより政府に売渡すものとする。

三 種子取扱者は、種子の配付が終了したときは、作物別、品種別数量を関係市町村長及び都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを取まとめ農林大臣に報告するものとする。

第十一 都道府県間移動の種子

都道府県間移動の種子については種子取扱者は政府に売渡し又は政府より買受けるものとし、必要な事項は別に農林大臣が定めるものとする。

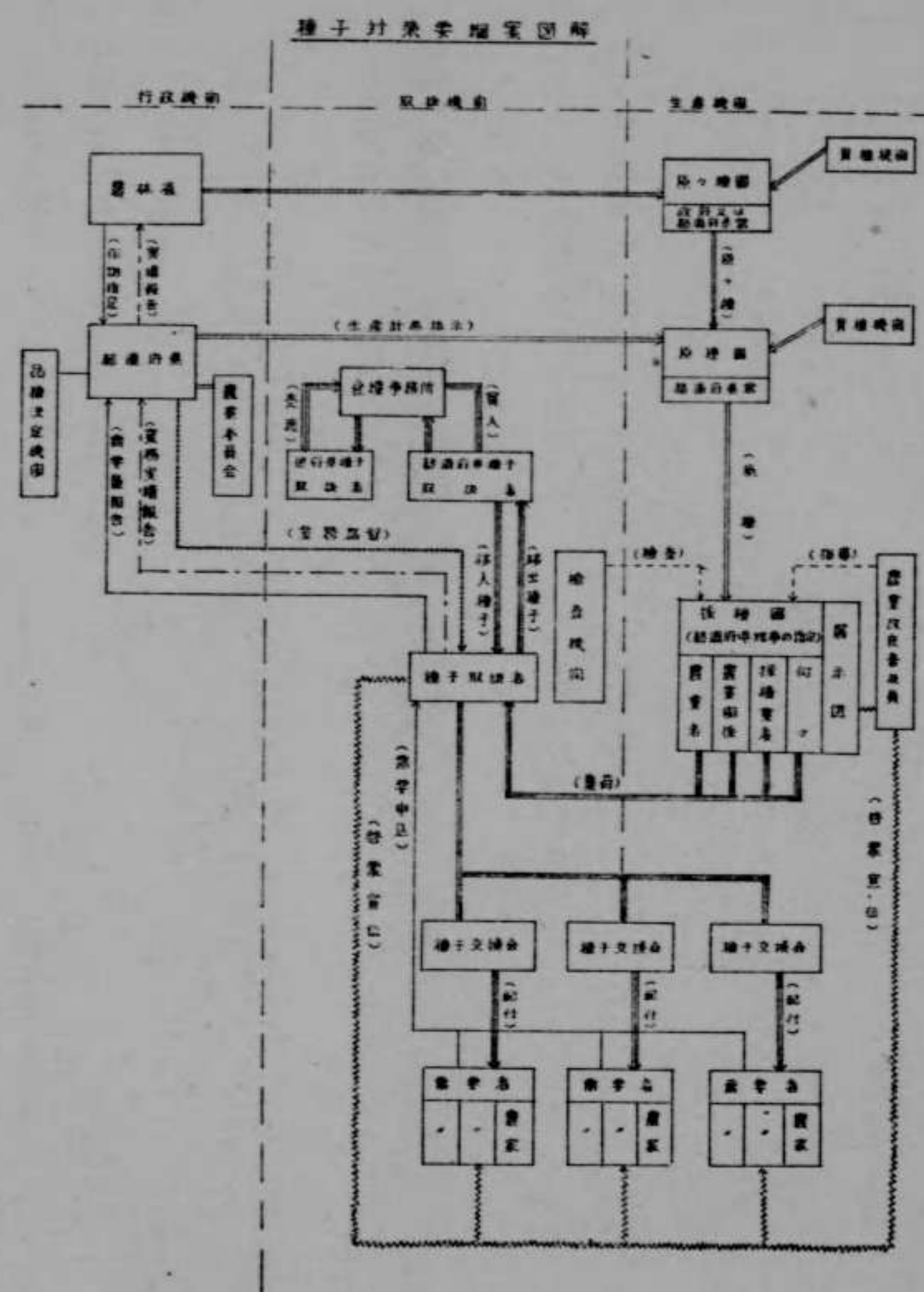
第十二 取引価格

種子取扱者の取引価格について統制価格を設定するものとする。

第十三 種子取扱者及び種子交換会

一 都道府県知事は、都道府県農業委員会の意見をきいて種子取扱業者を指定する。この場合都道府県知事は種子流通の便否その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは種子取扱者の資格要件又は業務区域を制限するものとする。

二 種子取扱者は区域内の交換指定場所に種子交換会を定期に開設し公開取引によりこれを実施するものとする。



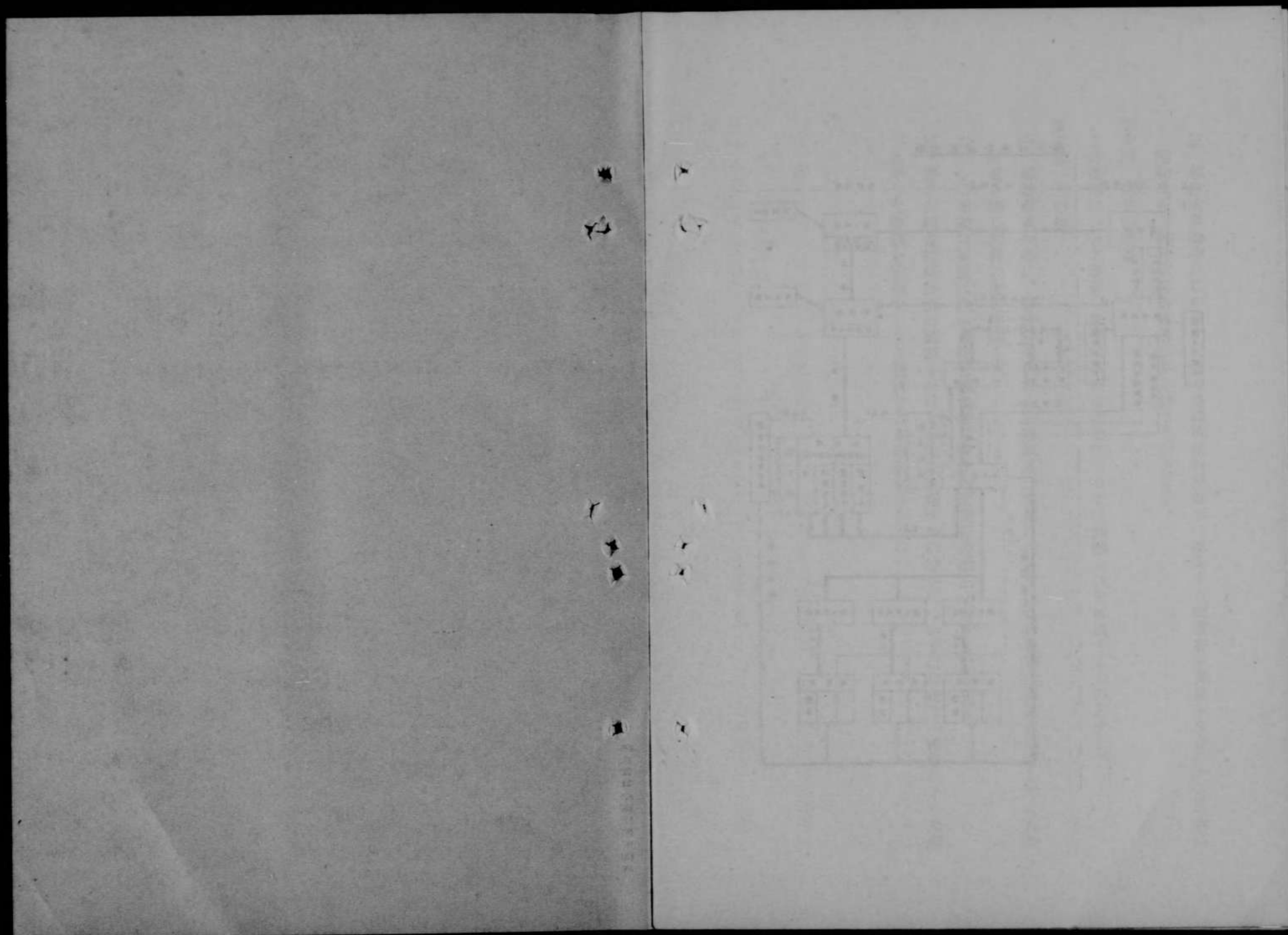
三 都道府県知事は二の取引に当り当該都道府県知事の指定する都道府県吏員を立会しめると共に
 随時集荷、配付業務の指導監督を行うものとする。

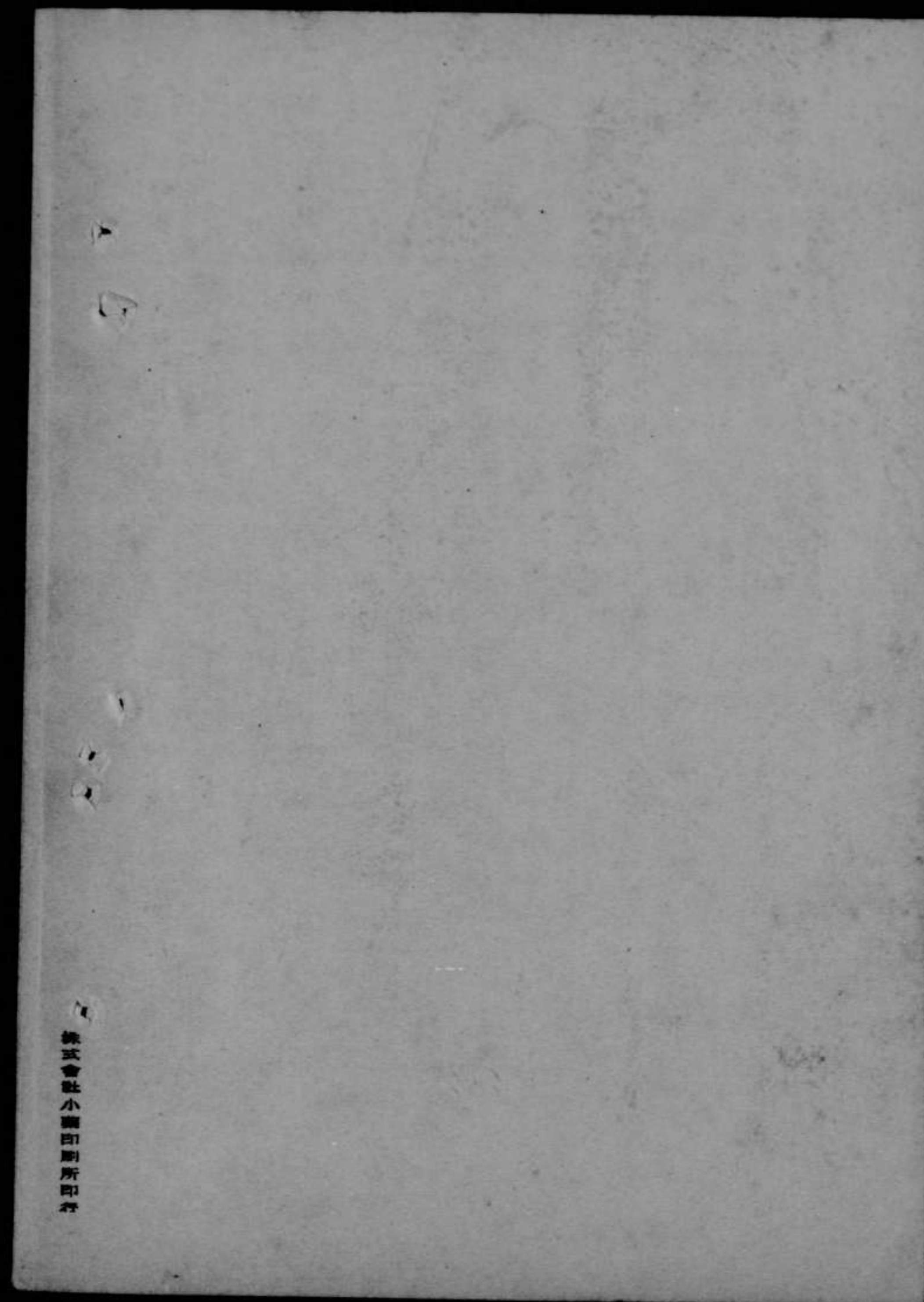
第十四 融資の措置

この要綱において集荷、配付に必要な資金については別途これを考慮するものとする。

第十五 その他

- 一 都道府県知事は、都道府県の行う原種圃及び原種についてはこの要綱の実施に即応してこれが措置を講じ原種の生産確保を期するものとする。
- 二 この要綱の実施に伴い食糧管理法並に同法附属規程の改正を行うものとする。
- 三 麦その他食糧管理法の統制を受けない主要食糧作物の種子については行政庁の指導により米穀に準じた取扱を実施するよう措置するものとする。





株式会社小田印刷所印

昭和二十六年四月十六日

農林省 農政局 局長

食糧庁 長官

知事 殿

食糧管理法の一部を改正する法律（案）未成立に伴う種子用米穀の管理特例に関する政令（案）の取扱に関する件

稲、麦等種子取扱の改善については、本年二月二十三日附二十六農政第六百十九号次官通達をもつて「主要食糧作物種子対策基本要綱」を示し、これに基き実施されることになつたが、これが種子管理の特例については「食糧管理法の一部を改正する法律」（案）において規定し、これに基

基く政令（同政令案は三月二十九日貴職に送付してあるので参照のこと）を制定公布の予定であるが、右法案の取扱は、未だ確定していないが、その如何にかかわらずさきに送付の政令（案）の骨子は変更を加えないから、左記事項御含みの上これが事業の推進に遺憾のないよう取計らわれたい。

右通達する。

記

一、原採種圃の整備に当り種子生産圃場の指定は同政令（案）の要領に準拠して行政措置によりこれを取進め、これが制定公布を見た場合に正式にこれを指定するものとする。

二、種子生産圃場の指定は農林大臣の承認を受けた面積の範囲内で実施されることになるので原採種圃の設置予定面積について農林大臣に申請書を至急提出の上承認を受けられたい。

三、種子生産圃場の供出適用の除外、種子の流通移動の特例については食糧管理法の一部を改正する法律案が不成立の場合でも特別にこれが方途を講ずるよう措置する予定である。

政令第 号

食糧管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改める。

第五条の五の次に第五条の六として次のように加える。

第五条の六 命令で定める要件を具え、且つ、命令の定めるところにより都道府県知事の指定を受けた者（以下「指定種子取扱業者」という。）でなければ兼として、種子用の米穀（農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第三条の検査に合格した米穀、食糧事務所長が種子用として適当と認めその旨の証票を添附した米穀又は都道府県が経営し、若しくは経営委託をしている場合で食糧事務所長が指定したものに於いて生産された米穀であつて、都道府県知事が、その旨の証票を添附

したもの、以下「種子用米穀」という。）を、政府、地方公共団体、種子用米穀の生産者又は指定種子取扱業者から譲り受け若しくはこれを政府、地方公共団体、米穀の生産者又は指定種子取扱業者に譲り渡してはならない。

第五条第二項の規定は、指定種子取扱業者にこれを準用する。この場合において、「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第七条中「買受」を「譲受」に、「売渡」を「譲渡」に、「買い受け」を「譲り受け」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和26年5月28日

種子対策参考資料

農林省農政局農産課

裏面白紙

昭和26年度種子関係予算及び事業概要

作物別 事項別	予 算 額		事 業 計 画	
	原 種 圃	採 種 圃	原 種 圃	採 種 圃 (A) 見込数量
稲	4.740	120.000	158	12.000
麦	6.420	70.000	214	10.000
大豆	3.000		100	160.000
玉蜀黍			140	
原種			160	
F ₁			300	
小計	6.000		986	
鳥鈴署	19.720			
計	39.880	190.000	2058	22.000

- 備考. 1. 單位 予算額 千円, 事業計画 町.
2. 反当補助率 1/2 の補助額は原種圃 (稻・麦・大豆 3,000円, 玉蜀黍・鳥鈴署 2,000円).
採種圃 (稻 1,000円, 麦 700円) である。
3. (A) の種子生産見込数量は, 反当稲 2石, 麦類 1.6石とす。
4. 尚 不表予算額の外に採種管理費として 6,000千円の都道府県事務費がある。

2. 食糧庁の種子取扱数量

年次別 事項別	水陸種子消費 見込量(A)	全在庁政府の取扱による 配付数量(B)	Bに対する 指数	比率B/A %
昭和17年産	901,901	46,561	100	5.17
" 18 "	853,349	37,935	81	4.45
" 19 "	835,000	37,600	81	4.51
" 20 "	813,000	38,700	83	4.76
" 21 "	838,339	35,000	75	4.20
" 22 "	715,581	30,100	65	4.20
" 23 "	763,005	40,865	88	5.36
" 24 "	783,743	24,250	52	3.10

備考、1. 本表は、食糧庁食糧管理年報及び調査課の調査による。

2. 倉庫位置は、米産地と種子取扱地とを以て現行にあらわす。

3. 昭和25年度の如き米産地と種子取扱地とを以てあらわす。

用途別 水陸種子	増産用	消費及用	災害跡地用	被備貯蔵用	計
水稲	48,485.9	1,033.0	15,214.4	2,045.5	66,778.8
陸稲	271.3	407.5	176.6	95.5	3,390.9
計	51,197.2	1,440.5	15,391.0	2,141.0	70,169.7

3 農家の種子更新状況

(D) 入子先別種子確保状況

入子先別	種 類 別		水 稻		小 麦		計		面積比率(%)	
	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)	水 稻	小 麦
自家栽培	1,403	56.0	1,317	64.4	2,720	59.6				
他家栽培	152	6.1	77	3.7	239	5.0				
計 ①	1,555	62.1	1,394	68.1	2,959	64.6			58.5	64.3
近隣農家の普通栽培	331	13.2	221	10.8	552	12.1				
自家採種	84	3.4	58	2.8	142	3.1				
計 ②	415	16.6	279	13.6	694	15.2			16.7	16.1
計 ① + ②	1,970	78.7	1,673	81.7	3,653	79.8			75.2	80.4
果市町村の直営又は委託③	165	6.6	112	5.5	277	6.1				
協同組合の直営又は委託④	182	7.2	125	6.2	307	6.8				
部落組合の直営又は委託⑤	63	2.5	40	2.0	103	2.3				
計 ③ + ④ + ⑤	410	16.0	277	13.7	687	15.2			18.3	15.8
市町村又は組合の幹事⑥	135	5.0	95	4.6	230	5.0			6.5	3.8
計 ③ + ④ + ⑤ + ⑥	545	21.3	372	18.3	917	20.2			24.8	19.6
合計 ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥	960	37.9	651	31.9	1,511	35.4			41.5	35.7
總 合 計	2,515	100.0	2,045	100.0	4,560	100.0			100.0	100.0

注

1 この表は米麦等種子更新状況と用する調査(政府研究部調査)による。

2 実数は調査対象農家件数である。

(2) 作付面積別、自家採種により播種した理由別件数

水稲

質問事項	3反以下	3反-5反	5反-1町	1町-1.5町	1.5町-2町	2町-3町	3町以上	言十	比率
共同採種や採種園の 1. あると認めたから	74	47	45	12	5	1	-	184	11.7
2. 採種園の設置されておから	83	79	120	27	10	5	-	324	21.0
3. 既に付さぬ、種子に自分の作 りたと思ふ、品種が店から	53	69	104	36	9	4	-	275	17.7
4. 採種園の種子が不足で配 付されなかったから	88	79	135	36	11	5	-	354	22.8
5. その他	121	86	124	63	13	7	-	414	26.8
計	419	360	528	174	48	22	-	1551	
比率 (%)	27.1	23.2	34.1	11.1	3.1	1.4	0		100.0

小麦

質問事項	5反以下	5反-1町	1町-2町	2町-3町	3町-5町	5町-1町	1町以上	言十	比率
共同採種や採種園のある 1. ところから	57	33	44	22	16	8	1	181	11.9
2. 採種園の設置されておから	115	83	78	45	40	23	4	388	25.6
3. 既に付さぬ、種子に自分の作 りたと思ふ、品種が店から	58	48	45	33	22	9	-	215	14.2
4. 採種園の種子が不足で配 付されなかったから	84	75	98	39	48	16	-	360	23.7
5. その他	91	71	89	45	55	22	-	373	24.6
計	405	310	354	184	181	78	5	1517	
比率 (%)	26.6	20.4	23.1	12.1	11.9	5.1	0.3		100.0

言三、1、本表は、米麦実況調査及び更新状況に因する調査（
2、改定は、米麦実況調査の調査結果を基に、品種の
価格が異なることによる。）

③現金購入現物交換別種子更新状況

区分 入手方法別	水			稲			小麦			計		
	無償	現金	交換	無償	現金	交換	無償	現金	交換	無償	現金	交換
近隣農家自家採種	23	29	363				11	19	211	34	48	574
採種同及同委託	18	77	315				17	49	211	35	126	526
幹旋	6	40	89				7	34	54	13	74	143
計												
近隣農家自家採種	47	146	767				35	102	476	82	248	1,243
採種同及同委託	24	30	379				18	31	344	22	31	264
幹旋	19	80	327				28	80	344	22	79	336
計	0.6	43	73				11	55	89	0.2	47	91
比率(%)	4.9	15.2	79.9				5.7	16.6	77.7	5.1	15.7	77.1
			100.0						100.0			100.0

試1. ③表は米麦等種子更新状況に關する調査(改良局 研究部調査)による。

② 実数は調査対象農家件数である。

人種更新による増収見込数量

栽	培	面積	種苗更新面積	昭和25年 前割当及收	増収量	増產量	全左価格
稻	2950,000		1,770,000	石 2,157	0,130	2,301,000	12,723,222 ⁴
麦類	1600,000		960,000	1.431	0.086	825,600	2,611,373
大豆	300,000		180,000	0.881	0.203	365,400	2,119,320
玉蜀黍	60,000		30,000	1.266	0.633	189,900	1,234,350
馬鈴薯	180,000		180,000	2.68	40	72,000	2,160,000
計	5090,000		3,150,000				20,847,772

備考

[illegible]

2、増収、二、
量の麦年の
類種と
子たて
農5
林省を期試の待に
震省を期試の待に
は全省を期試の待に
生個價とす。
る。

[illegible][illegible]

馬を現さ新
鈴便状れの
場用にて場
すおお合
るいりは
採とて、
種きも更
道は從に
地地束本
に磨の事
と地業
てと地業
食比策の
くしに延
管約は續
理つに
さひて
れ%約
たのク
無増の
病收%
の而は
程し更%
磨て新

3、西	米	(石当)	5,520円
	麦	類(大、小、裸平均石当)	3,163円
	大豆	(石当)	5,800円
	玉	黍(石当)	6,500円

註、米麥(10ヶ国)の他は現行取引平均
価格による。

5 種苗更新せざる場合の生産退化状況

(1) 遺伝的退化現象

現在見られる穀物類の品種は、自然的に人為的に交配によって得られたものであるが、これを遺伝学的に見れば實に多数の遺伝因子を保有していることになる。併してこれを自家採種により年々栽培するときは次々に分離し、又他品種との交雑により不稔実が多くなり収量が減退するものとが認められている。

水稻についてこれを見るに、(農林省農試)

	出穂期	成熟期	収量 ^(a)	一ヘクタール ^(b)	葉量 ^(c)	増収率	子実一ヘクタール ^(d)	備考
一年種子	9.6	10.19	2.633	378	167	120	64	
二 "	9.6	10.20	2.594	377	166	117	64	
三 "	9.6	10.20	2.496	375	162	113	65	
五 "	9.6	10.20	2.378	376	154	108	65	
九 "	9.7	10.25	2.212	372	133	100	60	

この表から数量は年々遽減的に減収を示し、9-10年以後はその低い生産力のまゝ継続されるものの不稔である。

(2) 病理的退化現象

馬鈴薯の場合普通の栽培ではバイラスを含むものが次第に多くなって行き収量も次第に低下して行く、特に退化の主な原因となるのは葉巻病とモザイク病である。毎年種薯を更新せねばならぬ。勿論環境、生理の問題もあるが、退化の決定的問題はバイラス病による生産力減退である。

	初年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	備考
宮城	106%	39%	17%	9%			男 爵 昭8-11 (宮城農試 昭12)
東京	610%	491	230	—			男 爵 昭20-22 (東京農試 昭23)
群馬	278%	464	280	120			男 爵 昭16-19 (群馬農試 昭20)

本表は選作試験の成績であるが、多くの場合初年目を100%とすれば

第2年目は50%、第3年目は35%内外、第4年目は20%の低下となり、この状態を継続し終りに収穫は見られぬに至る。

(3) 自然交雑による退化現象

作物によっては自家受精若しくは他家受精により著しく生産力を高めたり低下せしめたりするものがある。特に玉蜀黍は雑種第一代の強勢（ヘテロシス）の現象が著しい。分蘖により収量増を来すとの結果、玉蜀黍はヘテロシスを利用する方法が考えられている。今一代雑種と然らざるもの、生産力を比較するに次の通りで約30〜35%の増収を示している。

品種	種長 cm	播種期 月日	収穫期 月日	収量 kg/ha	指数	収量 kg/ha	指数
(甲) 長品33号レド-7-11-150-	249	8.3	8.7	133.6	110	3.88	101
雑種第一世代長品161号	265	8.6	8.12	167.5	132	4.96	130
(乙) 長品159号 在来種	240	8.10	8.14	109.6	90	3.10	81
(丙) 長品410号ウツコシン670号	205	7.30	8.6	119.7	92	3.57	93
雑種第一世代長品202号	233	8.4	8.8	144.4	141	5.13	181
(丁) 長品399号愛媛大五郎1号	214	8.9	8.14	118.8	99	3.52	94
長野第一号	248	8.1	8.7	130.6	100	3.83	100

備考 1. 長野県に於ける播種計画に編入する優良組合せの特性試験である。

又、この成績は1943-1946年の平均（年々次第は合す）
上記に見られるように30-35%の増収を来す。

(4) 採種地土壌と次代作物の生育収量との関係（大豆）

作物は總て優良種子を必要とするが、大豆は特に一般栽培地における生産種子と採種適地生産の種子とによって収量に著しい差を生ずる。これは主として気候と土壌の影響によるもので、我々の畑地の大部分を占める軽塩地帯に於てはたとへば堆肥その他の肥料を充分に施肥して優良種子の採種は不適である。

大豆の採種地土壌と次代作物の生育収量との関係の試験成績を見よ次の通りである。

供試種子 自粒量	登熟期 月日	成熟期 月日	莖長 mm	莖數	莖長 mm	一莖 粒數	一莖 重量	全株 重量	全株 率	子實 重量
15.7	5.1	8.23	8.8	41.5	3.9	2.4	22.1	100	342	
14.7	"	8.24	8.7	40.7	3.9	2.2	21.3	96	335	
14.9	"	8.24	8.3	40.9	3.7	2.2	15.4	70	337	

裏面白紙

26.7.9 (A)

政令第 号

食糧管理法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改める。

第五条の五の次に第五条の六として次のように加える。

第五条の六 命令で定める要件を具え、且つ、命令の定めるところにより都道府県知事の指定を受けた者（以下「指定種子取扱業者」という。）でなければ、種子用の米穀（農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第三条の検査に合格した米穀、食糧事務所長が種子用として適当と認めその旨の証票を添附した米穀又は都道府県が経営し、若しくは経営委託をしている場合で食糧事務所長が指定したものにおいて生産された米穀であつて、都道府県知事が、その旨の証票を添附

したもの、以下「種子用米穀」という。）を、政府、地方公共団体、種子用米穀の生産者又は指定種子取扱業者から譲り受け若しくはこれを政府、地方公共団体、米穀の生産者又は指定種子取扱業者に譲り渡してはならない。

第五条第二項の規定は、指定種子取扱業者にこれを準用する。この場合において、「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第七条中「買受」を「譲受」に、「売渡」を「譲渡」に、「買い受け」を「譲り受け」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

◎農林省令第 号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及び食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）に基き、食糧管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年 月 日

農林大臣 根本 龍太郎

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の次に第三十五条の四及び第三十五条の五として次のように加える。

第三十五条の四 令第五条の六〇指定種子取扱業者（以下「指定種子取扱業者」という。）の指定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した指定種子取扱業者指定申請書をその営業所の所在する地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称

二 住所又は営業所の所在地

三 保管、輸送その他業務に必要な施設の状況

四 予定業務区域及び事業計画

五 その他参考となるべき事項

第三十五条の五 都道府県知事は、前条の指定種子取扱業者指定申請書の提出を受けたときは、遅滞なく左に掲げる各号に該当しない者に対して業者指定を行う。

一 食糧管理法、物価統制令その他割当及び配給に関する諸法令違反の行為により一年以上の懲役又は一万円以上の罰金に処せられたことのある者

二 種子用米穀の取扱に通常必要と認められる施設を権限に基いて利用できないことを証明できない者

都道府県知事は、前項の業者指定をしたときは、遅滞なくその定める様式による指定種子取扱業者指定票をその申請者に交付しなければならない

らない。

第七条第一項及び第三項から第五項までの規定は、都道府県知事が指定種子取扱業者の指定をしなかつた場合及び令第五条の六第二項において準用する令第五条第二項の規定により指定種子取扱業者の指定を取り消した場合に準用する。この場合において「農林大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第四十一条を削る。

第四十七条第一項第四号中「第五号」を「第六号」に改め、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次〇より加える。

五 種子用米穀の生産者、指定種子取扱業者又は地方公共団体がその所有する種子用米穀又は種子用米穀を譲り受けるための米穀若しくは種子用米穀の対価として譲り受けた米穀を輸送し、又はこれにつき輸送〇委託をするとき。

第四十七条第二項中「食糧事務所長」の下に「（前項第五号の場合においては都道府県知事）」を加え、同条に第五項として次の一項を加える。

る。

都道府県知事は、第一項第五号の場合の証明書の交付の事務を市町村長に委任することができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行〇後も、昭和二十六年産の大麦、はだか麦及び小麦であつて種子用のものについては、改正前の第四十一条〇規定は、なお、効力を有する。

◎ 農林省告示第 号

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）及び食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）に基き昭和二十二年農林省告示第九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年 月 日

農林大臣 根本 龍太郎

六に（三）として次のように加える。

（三） 令第五条の六の指定取扱業者（以下指定種子取扱業者という。）
地方公共団体又は米穀の生産者が、農林大臣の定めるところに従い、
種子用米穀をその生産者から買い受ける場合
八中「外食券（乙）」を「（一）外食券（乙）」に改め、八に（一）及び（三）として次のように加える。

（二） 種子用米穀の生産者が農林大臣の定めるところに従い、指定種子取扱業者、地方公共団体又は米穀の生産者にその生産した種子用米

穀を譲り渡す場合

（三） 米穀の生産者が、種子用米穀を譲り受けるため、農林大臣の定めるところに従いその生産した米穀を種子用米穀の生産者、種子用米穀を所有する米穀の生産者、指定種子取扱業者又は地方公共団体に譲り渡す場合

九に（四）として次のように加える。

（四） 指定種子取扱業者又は地方公共団体が農林大臣の定めるところに従い、その所有する種子用米穀を、政府、地方公共団体、指定種子取扱業者又は米穀の生産者に譲り渡す場合
九の次に九の二として次のように加える。

九の二 規則第四十条の農林大臣の定める場合
指定種子取扱業者、地方公共団体、種子用米穀の生産者又は米穀の生産者が、農林大臣の定めるところに従い、指定種子取扱業者、地方公共団体、種子用米穀の生産者又は種子用米穀を所有する米穀の生産者、種子用米穀を買い受ける場合

政令第 号

農地調整法施行令の一部を改正する等の政令
内閣は、農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律
(昭和二十六年法律第八十九号)を實施するため、この政令を制定す
る。

(農地調整法施行令の一部改正)

第一条 農林部令（昭和二十一年勅令第三十八号）の一部を次のように改正する。

「市町村農林委員會」を「市町村農業委員會」に、「都道府県農林委員會」を「都道府県農業委員會」に改める。

第一條中「市町村農業委員會」の下に「（農業委員會會法第二條第三項ノ規定ニ依リ市町村農業委員會ヲ置力サル市町村ニ在リテハ市町村長以下同一ノ）」を加ふる。

農
林
省

第十三條ノ二項を削り、同条を第十四条とする。

第十五条第一項中「当該市町村ノ区域」の下に「（農業委員会法
第二条第二項ノ規定ニ依リ二以上ノ市町村農業委員会が設置サレタ
ル市町村ニ在リテハ市町村農業委員会ノ区域以下本項ニ於テ同じ）
を加ふる。

第十六条から第三十四条までを次のように定める。

第十六條乃至第三十四條 刪除

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 刪除

第四十四條から第四十六條までを次のように改める。

等四十四冬乃至第四十六冬刪除

第四十九條を次のように改める。

四十九條 剷除

第四十八卷の神十を考とし、同卷の神十の一を考を加える。

(安徽含印行)

第五十條中「都道府県又ハ都道府県知事ニ關スル規定ハ特別市ノ特別市ノ指定アリタルトキハ地方自治法第二百六十五條第二項ノ規定ニ依リ特別市ヲ指定スル法律の施行ノ日より一年間ハ当該特別市ノ区域ヲ含ム指定前ノ都道府県又ハ其ノ知事ニ、」及び「特別市ニ在リテハ行政区又ハ行政区ノ区長ニ、」を削る。

(自作農創設特別措置法施行令の一部改正)

第二條 自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十一号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農業委員会」に改める。

第一條第四号中「市町村農業委員会」の下に「(農業委員会法第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村農地委員会以下同じ。一)を加える。

農 林 省

第四十條を次のように改める。

第四十條 農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村についてのこの政令の適用に關しては、第二條中「隣接市町村」とあるのは「隣接市町村又は当該市町村農業委員会の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農業委員会の区域」と、第三十七條中「市町村の事務所」とあるのは「当該市町村農業委員会の事務所」と読み替へるものとする。

(自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令施行令(昭和二十五年政令第三百七十七條)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農

農委會」に改める。

第一条第四項中「（地区農地委員会を含む。以下同じ。）」を「
農地委員会（農地委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第
二条第三項の規定により市町村農地委員会を置かない市町村にあつ
ては、市町村長。以下同じ。）」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（替替規定）

第十八条 農地委員会法第二条第二項の規定により二以上の市町村
農地委員会が置かれてゐる市町村についてのこの政令の適用に關
しては、第二条第一項、第五条第二項及び第十七條中「市町村の
事務所」とあるのは、「当該市町村農地委員会の事務所」と、第
十條第一項第四号中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市
町村の区域又は当該市町村農地委員会の区域に隣接する当該市町

農 林 省

村の他の市町村農地委員会の区域」と読み替えるものとする。

（都道府県開拓審議会令の一部改正）

第四條 都道府県開拓審議会令（昭和二十四年政令第百六十三号）の
一部を次のように改正する。

第一條中「都道府県農地委員会」を「都道府県農地委員会」に改
める。

（自作地登記令の一部改正）

第五條 自作地登記令（昭和十三年勅令第五百二十七号）の一部を改
正する。

第一條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農地委員会（農
業委員会法第二條第三項ノ規定ニ依リ市町村農地委員会ヲ置カザル
市町村ニ在リテハ市町村長）」に改める。
（廃止する命令）

（安部会印行）

三号一は、降止する。

附
則

この政令は、公布の日から施行する。

又
 警察顧問として、^及所轄第三師団の駐屯地として、市街野地を
 見合（定置砲台を射る人を含む）^及射撃場を定置砲台に用い、市街の
 市街を射る。命令の通り、射撃場を射る。射撃場を射る。

農
林
省

(安信舍印行)

26.7.5(土)
大0

政令第 号

農産物検査手数料令の一部を改正する政令

内閣は、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）

第十一條の規定に基き、この政令を制定する。

農産物検査手数料令（昭和二十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二項中第九号から第十一号までを次のように改める。

- | | | |
|----|-----------------------------|-----|
| 九 | 大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆 | ↑十円 |
| 十 | とうもろこし、なたね | ↑五円 |
| 十一 | 甘しよ、馬鈴しよ | ↑二円 |
| イ | 三七五キログラム以上の包装のもの | ↑二円 |
| ロ | 一八七五キログラム以上三七五キログラム未満の包装のもの | ↑一円 |
| ハ | 一八七五キログラム未満の包装のもの | |

食糧庁

第二項第十一号の次に次の一号を加える。
五十銭
十二 甘しよ生切干
↑二円

附則

この政令は、昭和二十六年七月 日から施行する。
この政令の施行前に農産物検査法第十條第一項の規定によりした請求に係る検査の手数料の額については、なお従前の例による。

(精工印刷)